

## 令和4年度行政事業レビュー公開プロセス対象事業候補リスト

(単位:百万円)

No.	部局	事業名	会計区分	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額
1	医政局	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金	一般会計	72,631	75,077
2	医薬・生活衛生局	麻薬等対策推進費（広報経費）	一般会計	118	148
3	生活衛生・食品安全部	農薬等ポジティブリスト制度推進事業	一般会計	612	550
4	労働基準局	治療と職業生活の両立の支援事業	労働特会 (労災)	120	121
5	人材開発統括官	フリーター支援事業	労働特会 (雇用)	2,956	2,513
6	雇用環境・均等局	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	労働特会 (雇用)	159	134
7	社会・援護局(社会)	災害福祉支援ネットワーク構築推進事業 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金関係)	一般会計	101	101
8	社会・援護局(援護)	昭和館運営等事業	一般会計	569	566
9	障害保健福祉部	障害者自立支援機器等開発促進事業	一般会計	119	119
10	老健局	地域包括ケア「見える化」推進事業	一般会計	285	302
11	保険局	特定健康診査・保健指導に必要な経費	一般会計	23,609	21,149

## 令和4年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(注1)事業番号欄には、令和3年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注2)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)①のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

○「行政事業レビュー実施要領」(抄)

第2部3(1)①

- ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの
- イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの
- ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの
- エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの(複数可)
- オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

(単位:百万円)

府省名	厚生労働省	公開プロセス開催日			6月2日			
事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
33	医療・介護サービスの提供体制改革のための基金	72,631	75,077	ア  ウ	医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、地方公共団体の将来目指すべき医療提供体制等の実現に資する事業(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者・介護従事者の確保・勤務環境の改善)への財政的支援を行い、施策の推進を図ることを目的とする。	・地域医療構想を進める上で重要な政策となる病床再編事業について、基金の執行状況が低調であるため。	・都道府県の基金の執行状況が低調である原因を分析し、その改善策を検討すべきではないか。	
443	麻薬等対策推進費(広報経費)	118	148	ア  イ	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用を防止するための以下のような、啓発事業等を実施。 ・小中高等学校等への講師派遣、 ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の実施、 ・保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本の作成・配布、 ・薬物依存症者を抱える家族等に向けた家族読本の作成・配布 ・デジタル世代の若年層等をターゲットにした、インターネット上での行動に応じた広報啓発等を行う。	・大麻事犯については、特に若年層(※)への乱用拡大が危惧される状況の中、デジタルツールを用いた新たな広報事業など、若年層への効果的な広報の在り方を検討するといった既存の啓発事業を見直す必要があると考えられるため。  ※検挙人員の6割が30歳未満	・新たなツールとしてのデジタルツールを用いた広報事業の有効性を含め、若年層への効果的な広報の在り方を検討する必要がある。  ・他の要因に影響されない直接的な成果目標の設定が難しいことから、間接的な指標として「青少年の大麻・覚醒剤検挙人員」を成果指標に設定しているが、事業目的の達成状況を評価する指標として適切な指標となっているか検証する必要がある。	平成22年度公開プロセス対象事業

事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
415	農薬等ポジティブリスト制度推進事業	612	550	ア イ	<p>食品の安全性を確保するため、農薬等が基準値・暫定基準値を超えて残留する全ての食品の流通を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的基準や科学的根拠を踏まえた食品中の農薬等の残留基準の設定、</li> <li>・効率的に残留農薬の監視を行うことができる試験法の開発・改良、</li> <li>・食品における農薬一日摂取量実態調査等の結果を踏まえた基準値の見直しを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬等の試験法の開発・検証数において当初見込みは超えているが、予算を効率的に執行するため、民間事業者等に委託している試験法の開発及び妥当性の評価について、非効率になっていないか検証する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留農薬等の試験法の開発・検証にあたっては、国立の研究機関である国立医薬品食品衛生研究所及び民間事業者への委託により実施しているが、特に民間事業者への委託については、応札する事業者が限られており、落札率も高止まりの傾向があることから、効率的な予算執行になっているか検証する必要がある。</li> </ul>	
482	治療と職業生活の両立の支援事業	120	121	ア イ	<p>労働者の治療と仕事の両立を支援するため、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及びガイドライン等を周知するためのシンポジウムを開催、</li> <li>・広報用ポータルサイトを運用し、両立支援に係る情報や事例の公表等を実施</li> <li>・両立支援関係者からなる会合を都道府県単位で組織し、地域全体で、就労継続のあり方に関する検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始から9年経過し、適切な事業の実施方法となっているか検証する必要があるため。</li> <li>・成果目標（アウトカム）について、事業の効果を検証するため、より適切な指標がないかを検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知広報の手段として、ポータルサイトにおいて事業者の取組事例や両立支援に向けた関連情報を掲載しているが、普及促進に向けて効果的な内容となっているか、検証する必要がある。</li> <li>・成果目標や活動指標が事業内容の達成状況を評価するものとして適切か。</li> </ul>	



事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
772	災害福祉支援ネットワーク構築推進事業 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金関係)	101 (805,599)	101 (338,366)	オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策の強化を図るため、都道府県に対し以下の支援を実施。</li> <li>・災害時に要配慮者（高齢者・障害者など支援が必要な方々）に対し機動的・能動的な福祉支援が行えるよう、都道府県単位での福祉支援体制（福祉支援ネットワーク）の構築を支援、</li> <li>・災害福祉支援コーディネーターによる災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣調整等や、</li> <li>・平時における訓練の実施や社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）の策定等を支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度で事業開始後10年となるが、DWATの設置や災害福祉支援ネットワークを構築している自治体の状況にバラツキがあり、また近年、災害による被害がより甚大化する中、被災者のニーズにきめ細やかに対応した適切な事業の実施方法や実態等となっているか検証する必要があるため。</li> </ul> <p>※令和3年度3月時点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DWATの設置：36府県</li> <li>・災害福祉支援ネットワークの構築：44都道府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに発生した災害におけるDWATの活動状況や生じた問題点等を踏まえ、事業の内容や実施方法について、被災者のニーズに適切に対応出来るよう検証・検討を行い、予算や事業の見直しを行うべきではないか。</li> <li>・成果目標が適切なものとなっているか（全ての都道府県で災害福祉支援ネットワークが構築され、DWATが設置されたら本事業は終了するのか）。</li> </ul>	<p>予算額は、積算上の予算額とし、（）書きは本補助金の予算額としている。</p>
809	昭和館運営事業	569	566	イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に継承すること等を目的として、平成11年に開始されたもの。</li> <li>・具体の取組としては、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料・情報を収集及び保存するとともに、資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧、その他関連情報の提供等を実施。（一般財団法人日本遺族会に運営を委託）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成果目標である「来館小中学校数を前年度以上にする」については、コロナ禍である状況を除いても、ここ数年達成されていない状況にある。</li> <li>・また、戦中・戦後の労苦を体験された方が高齢化する中、当時の記憶が風化することのないよう、次世代継承の今後のあり方など、事業の実施方法、効果について検証する必要があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示事業、図書映像資料等閲覧事業、関連情報提供事業について効果検証を行うとともに、次世代継承をより推進していく方策について検討するべきではないか。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策の観点から、昭和館に来館せずに自宅等で実物資料や映像資料等を閲覧できるようにするためのICT化の推進や、より効率的な運営方を検討するべきではないか。</li> <li>・成果目標及び成果実績について、上記のICT化等の方策を踏まえつつ、より適切な指標を設定すべきではないか。</li> </ul>	
857	障害者自立支援機器等開発促進事業	119	119	オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の自立等を支援する機器の開発は、障害像が個別・特異的であるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが難しく、マーケットが小さく機器の開発や製品化が進まない状況。</li> <li>・こうしたニーズとシーズのマッチングを支援するため、開発企業と障害者等との交流会を開催するとともに、開発企業が行う支援機器の開発に要する費用を助成する。</li> <li>・さらに、障害者等のニーズを的確に捉えた支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始後10年以上経過していることから、適切な事業の実施方法となっているか検証する必要があるため。</li> <li>・また、事業目的である障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進するという観点から、投じた国費に見合う政策効果があらわれているか検証する必要があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の成果指標（3年以内に製品化された件数が50%以上）では、直接本事業の効果を測定することが困難であるため、より適切な成果目標を設定すべきではないか。</li> <li>・また、事業目的である障害者等のニーズを反映した実用的な支援機器の開発及び製品化並びに普及を促進するという観点で、投じた国費に見合う政策効果があらわれているか、コスト面や製品化後の動向等を検証すべきではないか。</li> </ul>	

事業番号	事業名	令和3年度 補正後予算額	令和4年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
914	地域包括ケア「見える化」 推進事業	285	302 (デジタル 庁一括計上 302)	オ	地域包括ケアシステムの構築に向け、介護・医療関連情報について、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を、各保険者が客観的かつ容易に把握できるようにすることにより、これらの課題に基づいた介護保険事業計画の策定等を支援するためのシステムを整備・運営する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始から7年が経過し、地域包括ケアシステムの構築に向けて本システムが効果的・効率的に利用されているか検証する必要があるため。</li> <li>・成果目標（アウトカム）を保険者のシステム利用割合としているが、今後はシステムに格納された介護・医療関連情報の更なる利活用に向けて、より適切な成果を図ることができる目標がないか、検証する必要があるため。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムの構築に向けて、保険者の利用状況や意見等を踏まえ、本システムをより効果的・効率的に活用する方策について検討するべきではないか。</li> <li>・成果目標（アウトカム）を保険者のシステム利用割合としているが、介護保険事業計画の策定の支援に資するよう、より適切な目標を設定するべきではないか。</li> </ul>	
381	特定健康診査・保健指導に 必要な経費	23,609	21,149	ア	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進するもの。（補助率1/3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度からはじまる第4期特定健康診査等実施計画が開始されることを見据え、事業効果等を明確にする必要があるため。</li> </ul> <p>（参考）</p> <p>特定健診実施率【目標値 令和5年度70%】 平成29年度53.1%、平成30年度54.7%、令和元年度55.6%、令和2年度（集計中）、</p> <p>特定保健指導実施率【目標値 令和5年度45%】 平成29年度19.5%、平成30年度23.2%、令和元年度23.2%、令和2年度（集計中）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診・特定保健指導の実施による健康増進や医療費適正化といった事業効果を検証すべきではないか。</li> <li>・特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けて、効果的な方策等を検討すべきではないか。</li> <li>・2024年度からはじまる第4期特定健康診査等実施計画の策定に向け、特定健康診査・保健指導の見直しについて検討すべきではないか。</li> <li>・事業規模が適切かどうか検討すべきではないか。</li> </ul>	